

令和6年度弁理士試験 論文式筆記試験問題集

〔必須科目：商標〕

《受験上の注意》

1. この問題集には、試験開始の合図があるまで手を触れないでください。
2. 試験開始の合図があったら、乱丁・落丁がないか確認してください。
試験時間中に問題集の印刷不鮮明、汚れ等に気付いた場合は、挙手の上、監督員の指示に従ってください。また、問題集は、どのページも切り離してはいけません。
3. この問題集には、弁理士試験が実施される日において施行されている商標法等に関する問題を2題掲載しています。
4. 試験問題の内容に関する質問には、試験後においても一切お答えできません。
5. 答案用紙への記載について、【問題Ⅰ】、【問題Ⅱ】のどちらを先に解答しても構いません。
なお、答案用紙の追加は一切行いません。
6. 答案用紙への記載は、黒又は青インクのボールペンもしくは万年筆を用いて、丁寧に記載してください（消しゴム、インクを消せる筆記具、鉛筆、サインペンは使用不可）。
訂正する場合は、該当箇所に二重取消し線を引いて訂正してください。
7. 答案作成検討（下書き）のため、答案構成用紙（A4判）を試験科目ごとに1枚配布します（追加配布はありません。）。
8. 試験時間は1時間30分です。
試験開始後60分間と終了前10分間は、退室できません。
なお、試験時間中のトイレは原則禁止します。ただし、やむを得ない場合や体調不良の場合等には挙手の上、監督員の指示に従ってください。
9. 試験時間中は、受験票、筆記具、時計、弁理士試験用法文集及び監督員から許可されたもの以外は、机の上に置かないでください。
また、携帯電話及びウェアラブル端末機等の通信機器並びに電子機器類の使用はできません。
監督員の指示に従って必ず電源を切ってかばんの中にしまってください。
なお、試験時間中に監督員から許可されているもの以外が机の上に置いてある場合や通信機器又は電子機器類を用いたと疑われる場合は不正行為とみなされることがあります。
10. アラーム付きの時計はアラームが鳴らないようにしてください。
11. 不正手段により試験を受けている者又はその疑いのある者に対しては、試験を停止します。
また、試験後、不正手段により試験を受けたことが判明した場合は、合格の決定を取り消します。
12. 試験時間中の喫煙及び飲食は厳禁とします。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル又はマイボトル1本（500ml程度）に限り飲むことができます。500mlを大幅に超える場合は撤去される場合があります。
ペットボトル等は、机の上に置かず、必ずふたをしめて足下に置き、こぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないように十分注意してください。
13. この問題集及び答案構成用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
ただし、途中退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、問題集及び答案構成用紙の上部余白に受験番号及び氏名を記載し、答案構成用紙を問題集に挟んで監督員に預け、本科目の試験時間終了後、受験者が退室してから5分以内に、受験票を持参の上、試験を受けた試験室に取りに来てください。
なお、受験者退室後5分以上経過してからの持ち帰りはできませんので御注意ください。

令和6年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

【問題 I】

商標登録出願の補正に関し、以下の設問に答えよ。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

- (1) 補正を認める趣旨について簡潔に説明せよ。
- (2) 補正をすることができる時期と、補正の効果がいつ生じるかについて説明せよ。
- (3) 願書に記載した指定商品又は指定役務についてした補正が要旨の変更とされた場合の処分と、それに対して出願人ができる行為について説明せよ。

【40点】
(次頁に続く)

【問題Ⅱ】

菓子のメーカーである**甲**は、東京都産の塩を用いたキャンデー**X**の製造販売を2017年に開始し、現在まで継続している。キャンデー**X**のパッケージには、「東京塩キャンデー」の文字が同じ大きさのゴシック体で付されているとともに、キャンデー**X**のブランド名が付されている。**甲**は、キャンデー**X**の宣伝広告には専らブランド名を使用している。

塩の製造会社である**乙**は、キャンデー**X**に東京都産の塩が用いられていることを知って、**乙**の製造する東京都産の塩を**甲**に供給することを申し出たが、**甲**に採用を断られた。

そこで、**乙**は、**乙**の製造する塩の採用を断られたことの腹いせに、**甲**が「東京塩キャンデー」につき商標登録出願をしていないことを認識した上で、**甲**に高額で商標権を買い取らせる目的で、「東京塩キャンデー」の標準文字からなる商標**イ**につき、指定商品を「東京都産の塩を原材料に用いたキャンデー」として商標登録出願をし、商標登録を受けた。そして、**乙**は、**甲**に対し、商標**イ**に係る商標権の高額での買取りを要求したが、**甲**は、これを断った。

その後、**乙**は、**甲**によるキャンデー**X**の販売行為が、**乙**の有する商標**イ**に係る商標権の侵害であるとして、**甲**に対し、商標権侵害訴訟を提起した。

乙は、商標**イ**につき、商標登録の日から現在まで、社会通念上同一の商標も含め、何ら使用をしていない。

現在（2024年6月30日）を基準として、以下の設問に答えよ。本問においては、**甲**の使用する「東京塩キャンデー」及び商標**イ**は、互いに類似するものとする。

- (1) 商標**イ**の商標登録の日が2019年1月10日であり、この訴訟が、商標**イ**に係る商標権に基づき、キャンデー**X**の販売行為の差止めを請求するものであった場合、この訴訟における**甲**の主張として有効と考えられるものを挙げて説明せよ。
- (2) 商標**イ**の商標登録の日が2024年1月10日であり、この訴訟が、商標**イ**に係る商標権に基づき、キャンデー**X**の販売行為により**乙**に生じた損害の賠償を請求するものであった場合、(1)で挙げた主張のほかに、この訴訟における**甲**の主張として有効と考えられるものを挙げて説明せよ。また、(1)で挙げた主張のうち、有効ではないと考えられるものについて言及せよ。

なお、(1)及び(2)のいずれにおいても、**甲**は、当該主張に必要な手続きがあれば、当該手続を行うことができるものとする。また、問題文に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

【60点】